

## 豊丘村キャラクター・ロゴマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、豊丘村以外の者が、豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (豊丘村キャラクター・ロゴマークに関する権限)

第2条 豊丘村キャラクター・ロゴマークに関する一切の権限は、豊丘村に属する。

### (使用の承諾)

第3条 豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ豊丘村長(以下「村長」という。)の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) その他使用承諾の手続きを必要としないと村長が認めた場合

### (使用の申込み)

第4条 前条の承諾を受けようとする者は、豊丘村キャラクター・ロゴマーク使用申込書(様式1)に次の各号に定める書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、村長が認める団体等が申込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) 豊丘村キャラクター・ロゴマークの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他村長が必要と認める書類

### (使用承諾の基準)

第5条 村長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が豊丘村のイメージアップになると認めるときには、使用を承諾するものとする。

2 豊丘村キャラクター・ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、村長はこれを承諾しないものとする。

- (1) 豊丘村の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承諾することを村長が不相当と認めた場合

### (使用承諾の条件)

第6条 村長は、使用承諾のために必要があると認める場合には、豊丘村キャラクター・ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

### (使用上の遵守事項)

第7条 豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。

- (2) 別に定める豊丘村キャラクター・ロゴマークデザインマニュアルに従って正しく使用すること。
- (3) 豊丘村キャラクター・ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、村長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 当該使用に係る物件の写真等を速やかに村長に提出すること。

(承諾内容の変更等)

第8条 豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者が、使用承諾の内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ豊丘村キャラクター・ロゴマーク使用変更申込書(様式2)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。

(承諾の取消し等)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) 豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他豊丘村キャラクター・ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 村長は、豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者に、豊丘村キャラクター・ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第10条 豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用する者は、村長が承諾した用途に限定して豊丘村キャラクター・ロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第11条 豊丘村は、本規程により豊丘村キャラクター・ロゴマーク使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 豊丘村は、豊丘村キャラクター・ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、豊丘村キャラクター・ロゴマーク使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年7月1日から適用する。